

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷六十四第

行發日一月一年三十和昭

新年特別號

資本主義と戦争	文學博士 高田保馬
絶對國家	經濟學博士 作田莊一
農地自治管理論	經濟學博士 八木芳之助
ナチス主義と經濟的自己責任の原則	經濟學士 中川與之助
工場内住居施設に就いて	經濟學士 大塚一朗
シュモラーの國民經濟學方法論	經濟學士 白杉庄一郎
重農派租稅論の基礎問題	經濟學士 島 恭 彦
國際收支均衡の理論	經濟學士 松 井 清
近代地代理論について	經濟學士 山岡亮一
投資乘數の理論	經濟學士 飯田藤次
國際收支策としての輸入統制	經濟學博士 谷口吉彦
共同體の人間學的考察	經濟學博士 石川興二
新着外國經濟雜誌主要論題	

(禁 轉 載)

ナチス主義と經濟的自己責任の原則

中川與之助

ナチス政策に於て經濟的自己責任 (Selbstverantwortlichkeit) が高調せられてゐるが、之は國民社會主義 (Nationaler Sozialismus) 或は指導者原理 (Führerprinzip) と矛盾するやうにみえるかも知れぬ。しかし獨逸社會主義の何であるかを知る時にこの經濟的自己責任の原則の如何に重要であるかを知ると同時に、新しき獨逸に於ける社會と個人との關係を明にしうるであらう。

抑も社會經濟の基本的な型は之を個人主義的なものと社會主義的なものとに分ちうる。而してヘッセのいふ如くその之を分つ最も根本的な特徴は經濟生活の責任を誰が負ふかといふことにある¹⁾。前者即ち個人主義型の社會にありては經濟生活の責任を原則として個人が負ひ後者即ち社會主義型の社會にありてはその責任を社會若くは國家が負ふのである。自由放任的な個人主義經濟と、中央集權的な計畫經濟とは兩者の極例を示す。而して個人主義型の社會を運用する精神は個人の自由従つて又創意 (Initiative) にあり、社會主義型の社會にありては全體の統制・個人への強制・個人の服従といふことによりてそれが經營される。個人主義的な社會にあり乍ら個人の自由や創意が失はれる場合とか、或は又社會主義的社會にあり乍ら、全體的統制が行はれぬまでに個人に自由が許

1) A. Hesse, Einführung in das wirtschaftliche und soziale Verständnis der Gegenwart. S. 5-7.

されるが如き場合には、何れもその基本社會を弛緩崩壊せしむるに至ることは瞭である。社會の基本的型は右の如く二つであるが、その中間には種々なものが存しうる。さてナチス經濟は何であるか？、それは彼の國の學者によれば「身分的經濟」(Die ständische Wirtschaft)といはるゝものであり、自由放任を原則とする個人主義的なものでなく又勿論ロシヤ的な中央集權的な拘束經濟でもない。一定の國家的統制の下に營まるゝ自由經濟である。而して國民各個の經濟生活の責任を誰が負ふかといへば依然として個人が負ふのであつて國家や社會は直接的には之を負ふのではない。即ち新しき獨逸では原則的には自由主義的交通經濟がその基礎をなし、従つて又消費や勞働の撰擇も自由であり契約の自由も獲得せる財産相續の自由も残されてゐるのである。要するにナチスの經濟政策は自由主義個人主義の機構を承繼したものであり、國家的な統制によりて新しき運用が試みられ新自由主義或は國民社會主義といはるゝのであるが、依然として個人主義的型の社會經濟的秩序に依存するものである。

二

經濟生活に於ける自己責任の原則は自由主義個人主義の社會に於ける支柱である。抑も個人に自由が許されるといふことは他面に國家や社會が各人の生活上の責任を負はぬといふことを前提としてゐる。各人の生活責任を國家・社會が負ひ乍ら個人に自由を許すといふことは現實的にはありえないことである。蓋し生活が保證され乍ら人々に自由を與ふるならば何人も辛勞多き勞働を避けるであらうし、かくては一國の生産活動が停止するからである。實に自己責任の感情や精神は自由主義社會を運用する基本的動力である。然るに獨逸に於て社會民主々

2) A. Weber, Allgemeine Volkswirtschaftslehre, S. 22-3.

義時代にこの經濟的自己責任の精神が非常に弛緩してしまつた。³⁾ 抑も社會民主々義は所謂改良主義の精神に基いて多くの社會化を行つていつたが、それは個人主義的經濟秩序を社會主義的なものに變革しやうとするものではなかつた。さればこそ、私有財産制度や契約の自由は原則として何等廢止せられはしなかつた。故に、社會民主々義にして理論的にも政策的にも個人主義的社會の範疇を脱し得ざるものとせば、宜しくその基本社會を活かしてゆく政策を樹つべきであつた。然るに個人主義的社會秩序を保持しつゝマルキシズムによりて社會化を行つた所に政策の根本的矛盾を有つてゐたのである。一體、個人主義と社會主義とは到底相容れざるいはゞ對立物である。個人主義にして社會主義的なる社會秩序などはあり得ない。それは本質的には兩原則の何れかによるものである。この對立せる二原理はその何れがゞ他を止揚したる場合に始めて自己を實現しうる。兩原理の融合或は妥協は兩者の何れの原理をも完全に活かすを得ずして、基本的秩序が弛緩し活氣を殺がれ萎靡退嬰してゆくに決つてゐる。社會民主々義の政策史はこのことを事實に於て證明した。吾人が茲に問題としてゐる個人主義社會の精神的支柱といふべき自己責任の感情や精神が、到底尋常の手段によりては復活し得ざるまでに退嬰していつたといふが如きも亦その現はれにすぎぬ。

三

社會民主々義の下に何故に個人の自己責任の精神が萎縮していつたか？、その一はマルキシズムの影響であり他は民主々義の亂用の結果である。マルキシズムの根本理論は階級闘争論と唯物論とであり、階級闘争論は人間の行動を支配するものは經濟的利害關係であるといふゾムバルトの所謂社會的唯物論から出發するのである。⁴⁾ か

3) A. Hesse, a. a. O. S. 13-17. 拙稿、ナチス政策と獨逸社會保險の改革（經濟論叢第四十五卷第六號）參照 Gottfried Apelt, Umbruch der Sozialversicherung, S. 9.

4) W. Sombart, Deutscher Sozialismus, S. 94 難波田氏邦譯一一二頁

る觀照からすれば社會は經濟的權力關係の表現に外ならず、社會を支配するものは階級の原理であつて人間を結合する最高の且つ究極の紐帶は社會階級或は經濟階級といふことになる。而してかゝる階級の原理から又自ら階級支配の理論が生まれ、國家權力の形式及び構造を單なる階級權力の表現としかみないのである。かゝる社會觀や國家觀を抱く者にとりて經濟生活上の自己責任の薄らいでゆくのは理の當然であらう。蓋し下層階級にとりての社會的不幸は資本家階級或は國家の搾取抑壓の爲であり何等自己の責任に非ずとなされるが故である。社會民主主義時代にはかくの如き思想の瀾漫せる結果として、先づ國家・地方團體に對する社會政策的要求が非常に大となつていつた。而して社會政策的經費の増大は租稅負擔の増大となり、租稅負擔の増大は産業の壓迫となり産業の壓迫は更に巡り巡りて社會的窮乏を擴大しそれが又國家・地方團體に對する社會政策要求を膨脹せしむ結果となつた。勿論それにはインフレーションによる窮乏や戰債による過重負擔等から來る原因もあるが、この階級鬭爭論や國家論が民衆の自己責任觀を弛緩せしめていつたことは顯著なものがある。

自己責任の感情や精神を退嬰萎靡せしむるにマルクスの唯物論も亦大なる役割をもつてゐる。唯物主義はマルクスにありては或は唯物辨證法となり或は唯物史觀となつてゐるのであるが、何れにしても社會現象を一つの物質現象自然現象とみるのであり、物質と精神の差別を認めずして精神も亦物質の一つとせられる。唯物史觀の説く所によれば、⁶⁾「人間はその生活の社會的生産に於て一定の必然的、⁵⁾彼等の意志から獨立した關係に、即ち彼等の物質的生産力の一定の發展階段に對應する所の生産關係に入り込む」のであり、既に社會は必然の世界であるのみならず、「人間の意識がその存在を決定するのでなくして、逆に人間の社會的存在がその意識を決定するの

5) 拙稿、社會保險の本質と效果(經濟論叢第四十二卷第五號)

6) マルクス著、經濟學批判序文

である」から精神の自由といふことはあり得ない。人は必然の世界に終始しなければならぬ。社會の變革や改良も人間の意志や感情によりて行はれるものに非ずして、それは「社會の物質的生產力が今までそれがその内に發達して來た所の現存の生産關係、或はその法的表現に過ぎない所の所有關係と矛盾するに至る。これらの諸關係は生産力の發展形態がらその桎梏に變ずる。そこに於て社會革命の時代が來る」のである。かやうな史觀からすれば、歴史の流れの前には個人の力或は又精神や意志の力は實に無力なものとなつてしまふ。人間の運命を物質的な自然的な過程に委すの外ない。唯物論には哲學的に主張せらるべき根據があるかないかは茲では問題ではない。その思想が現實に惹き起した事象としては、人々がこれによりて精神的創造力を輕視し、更生の努力は失はれ蔑まれ、敢爲力行の氣風が青年層にまでみえなくなつたのである。しかも亦この唯物主義が他面に於て物質に對する畏怖となり經濟生活に對する偏重となり、國家や社會に對する物質的依賴心を高め人心を彌が上に消極的ならしめていつたのである。

四

社會民主々義時代に自己責任の觀念を弛緩せしめたる第三の原因としての民主々義の弊を説明しなければならぬ。民主々義の政治原理は個人の平等を前提とし、且つ民衆による民衆の爲の政治を要求する、個人の質的相異を認めざること、民衆のためにとの要求は又必然に多數の原理を生む。即ち多數の意見が少數を支配するのである。蓋し個人の質的相異を認めざる場合には、多數の意見を以て民衆的なりと判定するの外なきが故である。凡そかゝる民主々義の下に於ては少數の劣悪なる個人が政治的勢力圏外に驅逐せらるゝが、又同時に最も優秀なる

少數の個人も亦その圏外に、除かれて凡庸なる多數が政治的支配權を握るに至る。しかもかくの如くにして決定せらるゝ凡庸なる意見は、之を行ふに當りてもこれが擔當者は單に執行機關としての責任を負ふにすぎぬ。即ち彼は民衆の名に於て或は多數決の原則の下に決定せられたる意志を、それらの意志によつて規定せられたる權限内に於て執行しうるのみである。各個人が全生命を賭けて意志し決定し實行するといふことは民衆制にありては行ひ得ない。民衆主義は多數の政治であり共同の責任政治である。それは責任の共同であるが責任の轉嫁であり回避であり、唯一人としてあらん限りの自己の能力や意志を發揮しうるものではないのである。民主主義はあらゆる人がその最大の能力と最善の努力を發揮し全生命を捧げてその責任に當るといふ組織と運用とを有せぬ。そこに多數の怠慢・依頼・無責任・横暴・偽瞞等の行はるゝ餘地がある。民主主義自體にかゝる本質的缺陷を有するのであるが、獨逸社會民主主義時代に於ては、それが更に階級闘争や唯物論の思想に禍ひされて、愈々その民主主義の弊を大ならしむるに至つた。即ち階級闘争的になり且つ物質主義的になつた民衆が社會的經濟的福利の責任を資本家階級に或は物質的原因にありとして、自己責任を回避し民主主義の下に國家や自治團體に益々大なる物質的な社會的福利の要求をなすに至つた。しかもあらゆる政治上の意志機關も執行機關も弛緩し、徒らに社會化するのみにして責任は回避せられ、機關の數のみが増加して官僚的となりて能率は上らず、遂に心ある人々をして民主主義の終焉を叫ばしむるに至つたのである。⁷⁾社會民主主義はかくの如くにして國民の自己責任觀念が、民主主義の名の下に弛緩し切つたにも拘らず如何ともなす術を知らなかつた。それは政策の自殺に外ならぬからである。

7) A. Weber, Das Ende der Demokratie?

ナチスが政權を掌握するや、社會民主々義的なイデオロギー、即ち階級闘争論・唯物主義・民主々義を、獨逸の民族精神に非らずして他民族殊に猶太人の思想なりとして排撃した。即ちかれらによればこれらの思想は國家を有せざる猶太民族が他民族の有する國家機構を弱體化し、やがては崩壞に導かんとする計畫的實踐的理論なりとせらるゝ。かくて非獨逸的・非國家的・他民族的思想の代りにかれらの所謂獨逸的・國家的・民族的思想が之に代り、國家政策も亦國民共同體的なものに一轉するに及んで、弛緩し切つてゐた國民の責任觀念が再び燃え始めて、今や國民精神が極度に緊張するに至つたのである。以下にかゝる思想的轉換への過程を説明するであらう。

先づ第一に階級國家論がすてられて民族國家論が之に代り、勞資の階級闘争が斷壓せられて企業共同體(Betriebsgemeinschaft)があらはるゝに至つた。ナチスによれば國家を以て所有階級のための榨取の裝置(Apparat)となすが如きは唯物的な猶太人の思想であり、且つ又それは一の個人主義的社會觀にすぎぬ。それは歴史的國家を説明しない。例へば古代ゲルマン國家の如きは正しく民族共同體であつて何等その間に階級的分裂はなかつたのである。しかも亦かゝる階級國家觀は抑も國家の本質を把握してゐない。國家の本質は個人のためとか或は特定階級の利益の擁護にあるに非らずして實に人類の種族的存在を保持するにある。神の攝理は地上に於ける民族を不斷に闘はしめて優秀なるものを殘してゆくのであるが、その民族は國家機構によりて始めてその闘争に堪え自己を保存し發展せしめて行くのである。かくの如き闘争共同體(Kampfgemeinschaft)¹⁰⁾ともいふべき國家の内部に於て、國民が、階級と階級とに分れて鎗を削るが如きは自壞作用に外ならぬ。苟くも獨逸民族が自滅から免れんとする

8) 拙稿、ナチスに於ける國民共同體の理論(經濟論叢第四十五卷第四號)

9) A. Hitler, Mein Kampf, 12-13. 81.

10) 拙稿、ナチスに於ける共同體の概念(經濟論叢第四十四卷第二號)

ならば須く奮起し民族の團結となり國民各個の精神的・肉體的・物質的向上をはからねばならぬ。國民一人一人が國民共同體の成員たる自覺に基いて全體のために最大の寄與をなすときに始めて獨逸民族の興隆が約束せらる。鬭争共同體に於ては總ての人が平等であるといふが如き擬制は認めない。社會に順位等級 (Rangordnung) があり、そこに指導と服従の關係が存する場合に始めて鬭争形態が成立する。各人が鬭争共同體に於ける與へられたる地位と職務とを全うすること當然の義務である。この義務を果す責任なきものは共同體の構成員たる基本的資格を缺くものであり、共同體から驅逐せらるべきものである。凡そ以上の如き理論は獨逸國民の責任觀念を一新し國民は國家の爲めに道德的にその最善を盡さざるをえなくなつたのである。國家を國民共同體・鬭争共同體と考へしむるによりて國民の政治的・道德的責任觀念を強化したるのみならず、勞資階級の關係も亦前記の如く企業共同體の理論によりて兩階級に新なる自己責任の觀念を抱かしむるに至つた。企業共同體の理論に據れば、中央集權的な國家的計畫經濟による拘束經濟に非ずして國民の自由を基礎とする身分經濟にありては、企業家と勞働者の存するは固より必然であり、兩者の何れを缺くとも企業を成立せしめえぬ。この兩者の必然的關係を利害相反する敵の如くに説けるは個人主義的・唯物的な見方であり、猶太人の破壊思想に外ならぬ。實に企業は利害を共にする企業家と從屬者との共同體である。一の企業を經營せんためには企業家も勞務者も當然與へられたる任務を果さねばならぬ。職能の差異はあれども職能や身分に何等の社會的優劣があるのではない。企業家も從屬者も企業の存續發展の爲に努力し企業家は從屬者の福利をはかり從屬者は企業家に對して忠實の義務を負ふ。¹¹⁾即ち企業家も勞働者も企業共同體の構成員として責任を課せられ、その責任を果さざるものは企業共同體から排

11) 國民勞動秩序法(日滿財政經濟研究會編ナチス經濟法に收む)

斥せらるゝ。か様な組織と精神は人々の責任觀念を振起していつたことは當然であるが、それがナチスの勞働觀によりて一層強化せしめられてゐる。即ちいはく國民共同體の成員として總ての人がその共同體に寄與貢獻すべきであるが、勞働こそその手段である。白然は總ての人に勞働力を與へてゐる。勞働によりて人は總て國家に奉仕しうる。勞働は國民の義務であるのみならず權利であり名譽である。最も價值の大なる共同體の成員とは勞働による最も大なる創造をなす人である。勞働による貢獻をなさざるものは價值の少き同志にして擯斥すべきである。¹²⁾かゝる勞働觀が國民共同體や企業共同體の觀念と結びついて、彌が上に國民の自己責任の精神を緊張せしめていつたのである。

第二にナチス政策に於て唯物主義が精神主義に變つたことが又自己責任の觀念を高めていつた。唯物主義は先に述べし如く、社會現象をも物質的な自然現象の一とみたる結果は、人間の行動は白然法則や因果律に支配せらるゝ不自由なる拘束的なものとなつてしまつた。一方に於て人間の精神的創造の努力が鈍りたるのみならず、他方に於て社會事象に對して自己の精神的責任を感じず、物質的自然的原因わけでも經濟機構の罪であり資本家階級の責任なりとなすに至つた。加之唯物主義は人々をして物質に過當な依頼を置き物質的欲望を愈々増大していつたのであるが、ナチスはこの物質に囚はれたる觀照を排撃し物質に對する人間の畏怖・無氣力を根本的に打破しやうとした。即ちかゝる唯物的觀照は、猶太人の思想でありゲルマン人の思想でない。ゲルマン人は最も精神的創造に富み物質に對して不斷の鬭争を續けて來た國民である。民族精神の何であるかは悟性や經驗の分析からは認識しえないかも知れぬが吾々は内觀することによりて之を知りうる。民族に於ける偉人の言行の中には瞭にそ

12) F. Wischer, Die Sozialversicherung im neuen Staat S. 1 及ライヒ勞働奉仕法(前掲ナチス經濟法に收む)參照

それが啓示されてゐる。¹³⁾ 獨逸民族がその精神を物質的な觀照から解放して、創造的な固有の民族精神に返るときに獨逸民族は再び勃興するであらう。「神の意志は人間に對して己の本質己れの能力を與へ給ふたのである。」¹⁴⁾「從つて己の行爲を毀損する人間は神の創造即ち神の欲し給ふた所に挑戰するものである」¹⁵⁾。獨逸國民は神の與へ賜うた本質や能力を發揮せねばならぬ。かやうな理論が國民の精神的自覺と自負を高めてゆくはいふまでもない。かくて物質的に外物に轉嫁せられてゐた責任が再び自己の精神的内的なものに復歸し國民精神が高調され、且つては阿片にまで格下げされた宗教が又信仰が國民運動の炬火を捧ぐるに至つた。ヒットラーをして「人間はより高き理想に仕へるために生きて居るのみならず、又此のより高き諸々の理想なるものは逆に人間としてのその存在の前提を與へるものである」¹⁶⁾。「黄金は今日人間生活の專擅的君主となつてゐるが、將來人間は再びより高き神々の前に低頭するに至るであらう」¹⁷⁾。「人は唯物質的享樂のためにのみに生くるものに非ずといふ原則を高く掲ぐることが我々の運動の一の任務である」¹⁸⁾と叫ばしめるに至つた。唯物主義は自然主義・物質主義であり因果と必然の國に人を釘付けにするものであるが、精神主義は意志主義であり自由主義であり目的主義である。精神主義に於て創造が尊重され自己の内的責任の高調せらるゝは當然である。「民族に創造性が缺けてゐればその國家が没落してゆくことを防ぎえない」¹⁹⁾。獨逸國民は民族のために奮起せざるをえずといふ愛國心の鼓吹は更に國民の自己責任觀念を緊張せしめつゝある。

最後に即ち第三に民主々義の排撃によるナチスに於ける責任觀念の高揚を述べねばならぬ。民主々義は多數主義であり凡庸主義であり平等主義であつて、あらゆる人がその全能力と全責任と發揮する政治原理に非ることを

13) W. Sombart, a. a. O. S. 154 (前掲邦譯 6. 183)

14), 15) A. Hitler, o. a. O. S. 211.

16) A. Hitler, a. a. O. S. 8.

17) A. Hitler, a. a. O. S. 74.

18) A. Hitler, a. a. O. S. 74.

19) A. Hitler, a. a. O. S. 33.

先に述べたが、ナチスはこれを排して貴族主義指導者原理を以て之に代へた。かれらの理論に據れば一國文化の進展は決して多數の凡庸の徒によりてなざるゝに非ずして優秀なる少數の精神的・肉體的能によりてなされるのである。實に尊重すべきは個人の能力であり價値である。民主主義の名の下に多數の價値が過大に評價され個人の價値が過少に評價されて來た。ヒットラーが「人類の全文化が個人の創造的活動の結果たるにも拘らず、國民共同體の全指導就中最上部の指導に於て多數の價値といふ原則があらはれ、それが次第に全生活を毒し之を解體するに至つた。諸民族の體内に於ける猶太人の活動の破壊的作用も根本的にはその民族に於ける個人の意義を無視し大衆の價値を以てそれに代へんとする不斷の試みの結果に外ならぬのである。かくて貴族主義といふアーリアン人種の組織原則に對して猶太人の破壊的原則が代り、それは國民並に民族解體の酵母に、而して廣い意味では人類文化の解體者となる」と叫んでゐる。ナチスによれば優秀なる民族が劣等民族を支配することの當然なると同様に、優秀なる能力ある個人が他の凡庸を指導するのは當然であるとなす。民主主義は優秀なる個人の能力を發揮せしめずして多數の支配する所となれるが故に、その制度は徒らに膨大となり形式化し官僚化し責任は回避せられ能率は上らなくなつた。社會が優秀なる個人に指導せられ、かれが全責任を以て事に當り人々が體系づけられたる一定の秩序の下に各々のその職分を忠實に守るといふ組織に於て始めて、その社會は緊張し進歩的でありうる。ヒットラーも「嘗てプロシヤの軍隊をして獨逸國民の驚異的な武器たらしめた所の彼の原則——あらゆる指導者の權威を下部に及ぼし責任を上部に及ぼせ (Autorität jedes Führers nach unten und Verantwortlichkeit nach oben) としふ原則こそは將來移して以て我國の憲法の全構成の根本原則たらしめねばならぬ」と説いてゐる²¹⁾

20) A. Hitler, a. a. O. S85.

21) A. Hitler, a. a. O. S. 85.

る。この民族内の最も優秀なる人物にその國家の指導に當らしめねばならぬといふのが所謂指導者原理である。指導者原理は今日單に國家の中央政治のみならず、地方政治をはじめその他あらゆる行政部門に行はれてゐる。さてこの指導者原理に於ては、指導者それ自體の責任觀念の大なるを要するは勿論、又その指導者に指導せらるゝ人々が指導者から課せらるゝ職分に就て大なる責任を負はされる。かれらはこの點に於て絶對の服従を要請せられ之を回避し或は忽にすることを許されぬ。加之この原理は個人の價値を高く評價するによりて人々に英雄的氣分を抱かしめ、自分の能力の最大限を發揮せんとする努力と緊張を促がす。凡そこれらの諸事情が民主主義時代に於ける弛緩せる責任觀を振起して所謂新自由主義の下に於て、制度的道德的に自己責任觀念を極度に緊張せしむるに至つたのである。

六

以上吾人は社會民主主義時代に於ける自己責任觀念の弛緩したる理由を擧げ、ナチス政策によりて如何にそれが復活蘇生し且つ緊張せしめらるゝに至つたかの過程を述べた。今の獨逸に於ては民族共同體・鬭爭共同體・企業共同體として説かるゝ國家或は社會觀によりて、又理想主義・精神主義・能力主義・貴族主義の高調により更には又指導者原理・身分原理の採用によりて人心をして弛緩せしむるの餘地を與へず、人々は國家社會自己に對する責任觀によりて不斷に緊張を續けざるをえなくなつてゐる。實にかゝる責任觀は新しき獨逸の政治・社會・經濟を更生せしむる根本となつてゐるが、それが經濟的にいかなる更生の役割を演ずるかを少しく考察しやう。

政治的には、(イ)國家その他公共團體に對する社會政策的或は社會事業的要求を抑制しその財政上の負擔を軽くす

る。蓋し新しき獨逸にありては社會民主々義時代に於ける如く、社會的不幸を資本家階級とか國家の責任にありとせられず、國民共同の責任とせらるゝのみならず、物質主義に精神主義が代り、獲得や享樂よりも給付や犠牲が尊ばれ、依頼主義よりも自助主義が高調せらるゝからである。現に社會保險や社會事業に於ける給付の條件が如何に厳しくなりその額が少くなつてゐるかをみても、經濟的自己責任の原則の要請の程が窺はれる。²²⁾(イ)國民各自の生活責任は究極には個人にあるが、新しき獨逸に於ては企業共同體や各種の同業組合が、その構成員の經濟的福利に就て自治的に責任を負はされてゐる。従つて又こゝでも國家は直接には個人の生活責任を負はぬ。故に社會民主々義時代に於ける如く、國民の經濟的困窮の責任が悉く國家の手に集中するが如き危険は少くなりてその責任は各企業・組合等に分擔せしめられるに至つた。これ又國家・地方財政の負擔を著しく軽くした。更に社會的には(イ)先づ家族・親戚間の相互扶助を緊密ならしむるに至つた。ナチス政策は個人主義をすてゝ社會の原細胞を家族に置かんとし、家族制度や家族共同體の精神の重要性を高調してゐる。かくて新しき社會保險法をみても明に家族親戚の相互扶助の義務を認めてゐる。これ亦國家やその他の社會的救濟機關に對する要求を大いに抑制するであらう。(ロ)國家や公共機關に生活上の責任を負はすことが困難なればなる程、企業共同體に於ける企業家とその從屬者との關係を緊密ならしめる。蓋しそこに殆ど生活上の運命が決定せらるゝからである。若しそれ企業共同體を維持發展せしむることが共同體の成員の運命に關するものとせば凡ての成員が企業の存續發展の爲に努力し犠牲を拂はねばならぬ。企業の成立を困難ならしむるが如き從屬者の賃銀値上その他の要求は企業共同體の名の下に斷壓せらるゝであらう。従つて社會民主々義時代に於ける如き過重なる所謂社會費を企業が負擔せしめらるゝことがなくなるであらう。翻つて之を個人の經濟生活上からみても、自己責任觀念の高調の結果は自ら勤儉貯蓄以て自力更生をはかるべく、企業心發明心を獎勵し創造的活動を旺んならしむるものと思はれる。更

には又消費の合理化社會化も行はるべく公的社會事業の外に私的な救濟機關の發達する可能性を推察しうる。勤儉貯蓄自力更生・企業創造・勞資の共同體的活動等が國民經濟上より觀て獨逸の資本造成を助けることはいふまでもない。經濟的自己責任の原則の高調が獨逸の經濟・財政の更生に與つて大なることは右の如くなるが、その政策に内在或は隨伴する所の可能的なる缺陷はなしとせぬ。經濟的自己責任の高調によりて下層階級の救濟的要求が抑制せらるゝことその度を過すときは又新なる社會問題を生まざるをえぬ。況んや今の獨逸にありては指導者原則によりて實際行政は獨斷的裁定に俟つもの多く民衆の輿論は政治に正確に反映し難くなつてゐるに於てはそれらの社會的矛盾が陰性的に内訌するの危險性なしとせぬ。更に又企業共同體の觀念は階級の對立を解消せしめんとするものなれども、事實としての資本家と無産者の存在は抹消しえらるゝものでなく、企業共同體に於て企業の存續發展が第一次的に考へらるゝ以上企業家の地位を有利にするはいふまでもない。されば茲に於ても亦企業を第一として、從屬者の要求を斷壓してゆくことその限界を越ゆる場合社會問題が生ぜざるをえぬであらう。翻つてナチスが家族制度や家族的精神を尊重し出したることは、吾人よりみれば東洋的なものに歸らんとするものであるが、小家族制度の下にしかも個人主義的な生活をなして來た永き傳統を有する國に、俄に家族や親戚の相互扶助を要求することは恐らく無理を生ずるであらう。然も亦それは彼の國の個人主義的な弊害を少くするであらうが、同時に又その長所をも弱めてゆく可能性を考へるのである。併し新しき政策に伴ふこれらの可能的缺陷は基本問題の解決せられたる以上第二次的に考ふべきものとせらるべきものであらう。ナチス政策は獨り經濟的自己責任を高調するのみならず、總ての人に働く意志さへあれば働ける様に、従つて又生活しうるやうに、仕事を創出し勞働の機會を與へんとしつゝあり、更に又農地法の設定・租稅公課の輕減・勞働の地域的や産業的配分等によりて生活上の自己責任を完うしうる様に努力しつゝあるのである。(一二・一一・三〇)